

●地籍整備推進調査費補助金に関するQ&A●

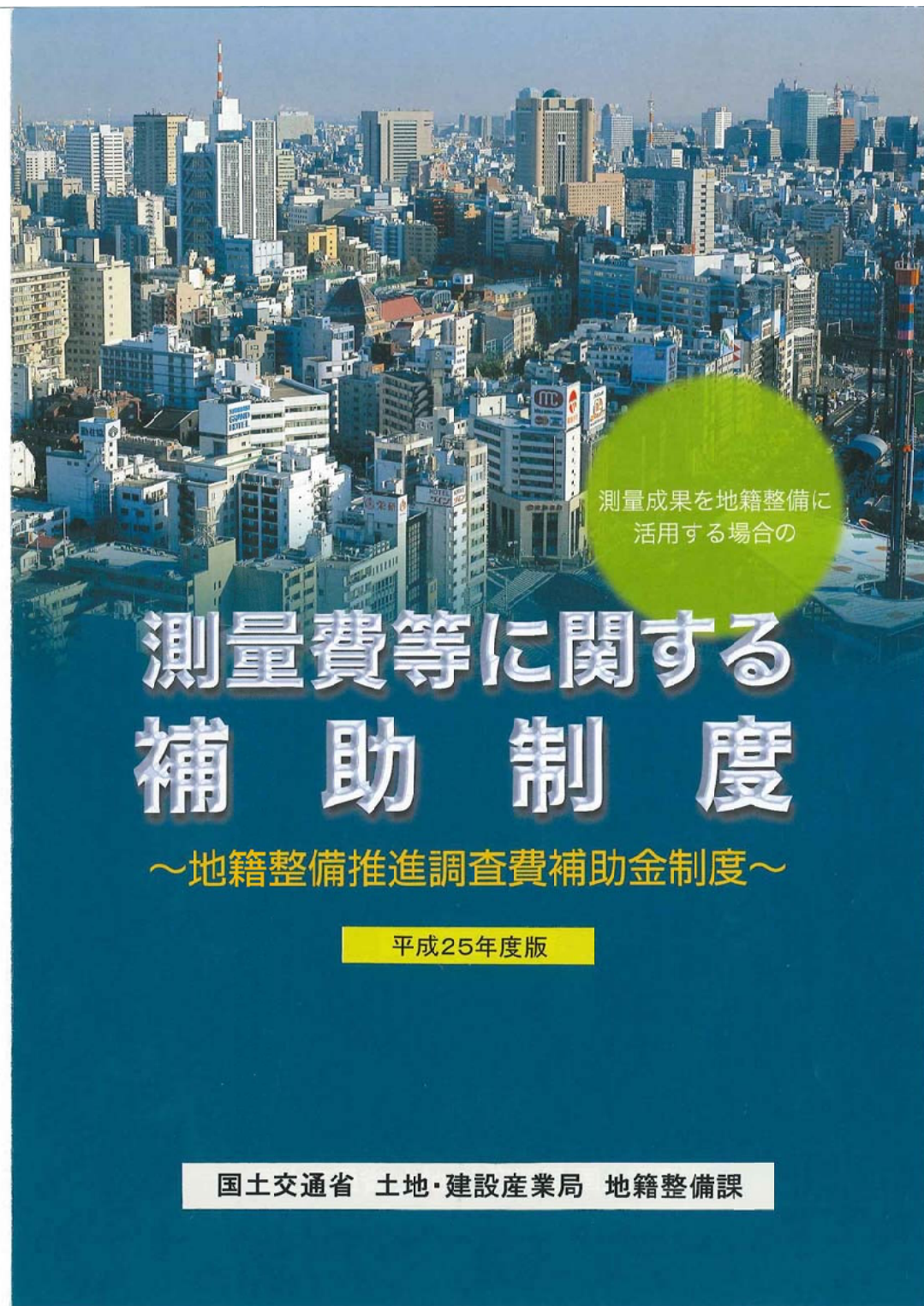
Q	A
■ 既存の調査・測量成果を活用して国土調査法第19条5項指定申請（以下、19条5項申請）するための経費は対象にできるか。 （例：既存の地図（日本測地系座標）を世界測地系の座標に変換）	▶▶▶▶▶ 補助対象となります。最終的に国土調査と同等の成果が得られるのであれば問題ありません。
■ 自治体が管理する公共物（道路、河川、公園、団地等）の外縁を確認し、正確な位置を把握するために測量を実施する場合、補助対象となるか。	▶▶▶▶▶ 補助対象となります。最終的に国土調査と同等の成果が得られるのであれば問題ありません。
■ 一筆のみでも補助対象となるか。	▶▶▶▶▶ 補助対象となります。
■ 現在、実施中の事業について、途中から補助対象とすることはできるか。	▶▶▶▶▶ 本補助制度の交付決定後に作業を行う工程については補助対象となります。
■ 19条5項申請書類の作成のみを実施したいが、補助対象となるか。	▶▶▶▶▶ 19条5項申請書類の作成のみでも補助対象となります。
■ 公共事業では、別の補助金を受けている場合があるが、重ねて地籍整備推進調査費補助金を受けることができるか。	▶▶▶▶▶ 同一の補助対象に2重に補助することはできませんが、別の補助金と地籍整備推進調査費補助金とで、補助対象を切り分けることが出来れば補助できます。
■ 本体事業が着手から完了まで数年かかり、地籍整備にかかる工程が複数年度にわたる場合は、地籍整備推進調査費補助金も複数年度にわたって交付してもらえるのか。	▶▶▶▶▶ 19条5項申請のために必要となる経費に対しては、複数年度にわたる作業であっても予算の範囲内で補助金を交付します。
■ 19条5項指定が受けられなかった場合、補助金を返還することになるのか。	▶▶▶▶▶ 個別のケースによることとなりますが、成果を地籍情報として整備しようとして行った測量であって、事業主体が本来行うべきことをきちんと行っている場合は、基本的に補助金の返還を求めません。
■ 筆界確認に時間がかかるような場合でも補助を受けた年度内に19条5項申請を行わなければならないのか。	▶▶▶▶▶ 19条5項申請については、出来るだけ早く行って頂いた方が良いのですが、補助を受けた年度より後に行っても可能です。筆界確認できた部分だけ分割して19条5項申請することも可能です。

パンフレットの請求など本件に関する情報の入手や
お問い合わせ先は下記まで

国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL03-5253-8111（代表）

●国土交通省 地籍整備課のホームページ
<http://www.chiseki.go.jp/>



測量成果を地籍整備に活用する場合の

測量費等に関する 補助制度

～地籍整備推進調査費補助金制度～

平成25年度版

国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課